【Ｉ－６(充実が求められる分野／リハビリテーションの充実)－②】

早期リハビリテーションの評価

骨子【Ｉ－６－(2)】

第１　基本的な考え方

発症後数日以内より開始するリハビリテーションは在院日数の短縮やADLの改善に効果があるが、現在、早期リハビリテーションの評価は30日間一律となっているため、より早期からのリハビリテーションについてさらなる評価を行い、それ以降について評価を見直す。

第２　具体的な内容

早期リハビリテーション加算について、より早期の期間における評価を引上げ、それ以降についての評価を見直す。

現　行	改定案
【心大血管疾患リハビリテーション料】【呼吸器リハビリテーション料】 注２（１単位につき） 早期リハビリテーション加算 45点 ［算定要件］ 入院中の患者に対して、治療開始日から起算して30日以内に限り算定する。	【心大血管疾患リハビリテーション料】【呼吸器リハビリテーション料】 注２（１単位につき） １　早期リハビリテーション加算１ (14日以内) イ　リハビリテーション科の医師が勤務している医療機関の場合 〇点(新) ロ　その他の場合　〇点(改) ２　早期リハビリテーション加算２ (15日以上30日以内)　〇点(改) ［算定要件］ １　早期リハビリテーション加算１ 入院中の患者に対して、治療開始日から起算して14日以内に限り算定する。

	２　早期リハビリテーション加算２ 　入院中の患者に対して、治療開始日から起算して15日以上30日以内に限り算定する。
【脳血管疾患等リハビリテーション料】【運動器リハビリテーション料】 注２（1単位につき） 　早期リハビリテーション加算 45点	【脳血管疾患等リハビリテーション料】【運動器リハビリテーション料】 注２（1単位につき） １　早期リハビリテーション加算１ （14日以内） 　イ　リハビリテーション科の医師が勤務している医療機関の場合 〇点（新） 　ロ　その他の場合　〇点（改） ２　早期リハビリテーション加算２ （15日以上30日以内）　〇点（改）
［算定要件］ 　入院中の患者に対して、発症、手術又は急性増悪から起算して30日以内に限り算定する。	［算定要件］ １　早期リハビリテーション加算 　入院中の患者に対して、発症、手術又は急性増悪から起算して14日以内に限り算定する。 ２　早期リハビリテーション加算２ 　入院中の患者に対して、発症、手術又は急性増悪から起算して15日以上30日以内に限り算定する。